

# 郡山市除染業務等暴力団排除連絡協議会設置要綱

平成25年7月12日制定

平成25年11月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年6月1日一部改正

平成30年6月7日一部改正

令和3年4月1日最終改正

[環境部原子力災害総合対策課]

(設置)

第1条 市が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害への対処のため、郡山市ふるさと再生除染実施計画（平成23年12月27日策定）に基づき実施する除染等の措置等（以下「除染業務」という。）並びに福島再生加速化交付金の交付対象のうち帰還環境整備事業（農山村地域復興基盤総合整備事業に限る。）及び道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業（以下「復興事業」という。）への暴力団の介入を排除し、除染業務及び復興事業を円滑に推進することにより、安全で安心な市民生活を確保するため、郡山市除染業務等暴力団排除連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 暴力団に関する情報の交換
- (2) 市から除染業務又は復興事業を受注した者（以下「受注者」という。）が、暴力団員等による不当要求に対する措置を講ずるための連携
- (3) その他除染業務又は復興事業への暴力団の介入を排除するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 環境部長
- (2) 環境部長が指名する者
- (3) 福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課長が推薦する者
- (4) 福島県警察郡山警察署長及び郡山北警察署長が推薦する者
- (5) 受注者が推薦する者

2 協議会に座長を置き、環境部長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて座長が招集し、これを主宰する。

2 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境部原子力災害総合対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、郡山市ふるさと再生除染実施計画に基づく除染業務を実施する年度限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。